

お知らせ

民間の専門性やノウハウを活用
指定管理者制度を導入



4月1日から、下記の施設について指定管理者制度を導入します(指定管理期間の満了に伴う更新を含みます)。

指定管理者制度とは、民間の企業やNPOなどを含め、法人や団体(個人は不可)であれば、市に代わって公共施設の管理運営を行うことができる制度で、民間の専門性やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、市民サービスの向上や経費の削減などを図るものです。

施 設 名	指 定 管 理 者	指定期間	施設担当課
長浜市長浜駅西駐車場	社団法人長浜市シルバー人材センター	3年	市民協働課65-8722
長浜市田村駅東駐車場			
長浜市田村駅東駐輪場			
長浜文化芸術会館	財団法人長浜文化スポーツ振興事業団	5年	生涯学習スポーツ課 65-6552
浅井文化ホール			
浅井公民館			
びわ文化学習センター			
長浜市多目的競技場			
長浜球場			
長浜市民庭球場			
長浜市民プール			
長浜市民体育館			
長浜市武徳殿			
長浜屋外運動場照明施設(西中)			
浅井文化スポーツ公園			
浅井ふれあいグラウンド			
浅井球場			
浅井文化スポーツ公園テニスコート			
長浜市浅井B&G海洋センタープール			
長浜市浅井B&G海洋センター体育館			
浅井農村環境改善センター			
浅井体育館			
長浜市サイクリングターミナル			
長浜市勤労青少年ホーム			
びわ体育館	特定非営利活動法人 P.P.P.滋賀	2年	健康推進課65-7779
六荘公民館	六荘地区地域づくり協議会	3年	
健康パークあざい	株式会社日本水泳振興会	5年	
長浜東部福祉ステーション	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	5年	高齢福祉介護課 65-7789
長浜北部福祉ステーション			
浅井デイサービスセンター			
びわデイサービスセンター	社会福祉法人青祥会	5年	
長浜西部福祉ステーション		1年	
長浜長寿デイサービスセンター	社会福祉法人長浜観光協会	1年	観光振興課65-6521
長浜鉄道スクエア	農事組合法人あざい農産物直売組合	5年	農林水産課65-6522
浅井ふれあいの里・プラザふくらの森	農事組合法人産直びわみずべの里	3年	
びわ農畜水産物直売センター	滋賀北部森林組合	2年	
高山キャンプ場	財団法人長浜曳山文化協会	3年	長浜城歴史博物館 63-4611
長浜市曳山博物館	五先賢の館運営委員会	3年	
五先賢の館			

お知らせ

「定額給付金」
「子育て応援特別手当」
の申請書を各世帯へ発送

定額給付金と子育て応援特別手当の申請に必要な書類を各世帯へ発送しました。

同封の案内文をよくお読みいただき、郵送または窓口で申請をお願いします。

なお4月10日を過ぎても、書類が届かない場合は、定額給付金等推進室までご連絡ください。

子育て応援特別手当の対象者には、定額給付金と別便で送付しているため、配達日が異なりますので、ご了承ください。

▼申請受付

《郵送受付開始日》 4月1日(水)
《窓口受付開始日》 4月6日(月)

*受付開始当初は、窓口が混み合い、長時間、お待ちいただくことが予想されます。

▼受付会場
①市役所

階(定額給付金等推進室)、②浅井支所、③びわ支所

▼受付時間 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分

▼時間外受付 4月16日(木)から

5月28日(木)までの毎週木曜日は19時まで受付

休日受付
4月

25日(土)8時30分～17時15分
巡回受付 4月8日(水)から、

市内16施設で実施します。

日程は、広報きやんせ長浜
3月15日号2ページをご覧ください。

その他

その他 市役所東別館で申請される場合、次の日は予防接種が行われる関係で、駐車場が満車になることが予想されます。お車でのご来場はご遠慮ください。

4月7日(火)、13日(月)、23日(木)、24日(金)、28日(火)、30日(木)

振り込め詐欺などの犯罪被害
予想されます。疑問に感じた
、市役所または最寄りの警察
へお問合せください。

2) 定額給付金等推進室(☎6569)

－第4期長浜市介護保険料段階表－		
段 階	対 象 者	保 険 料 率
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の方	基準額×0.5 【年額25,940円】
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人は課税年金収入額と、合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 【年額25,940円】
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の方	基準額×0.75 【年額38,910円】
第4段階 ※注	世帯課税で、本人が市民税非課税、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9 【年額46,690円】
第4段階	世帯課税で、本人は市民税非課税の方	基準額 【年額51,880円】
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 【年額64,860円】
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5 【年額77,830円】

※注：平成21年度から平成23年度までの特例措置

長浜市介護保険料の
基準月額を見直します

基準月額 4,324円

介護保険料の見直しは、全国一斉に1期(3年)ごとにこなわれ、65歳以上の人の介護保険料は自治体ごとに決定します。

第4期にあたる平成21年度から平成23年度まで(3年間)の長浜市の介護保険料は、基準月

額4 324円となります。

改定額は、今後高齢化が進行し、介護サービス利用者(利用額の増加が予想されるため、今後3年間に必要となる利用見込額を計算し、その内65歳以上の人が負担する分を、その人口で割り戻して算出したものです。

高齢者の方が安心して暮らせるまちとなるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

問 高齢福祉介護課 ☎(05)77789